

特別徴収(引き去り制度)について

Q. 市・県民税の年金からの特別徴収(引き去り)が始まることで、税額が増えることはありますか？

A. 納税方法を変更するものであり、この制度によって新たな税負担が生じるものではありません。

Q. どうして公的年金から市・県民税の特別徴収(引き去り)を行うのですか？

A. 高齢社会の進展に伴い、公的年金受給者の納税の手間を省くとともに、市町村における事務の効率化を図るため、平成 21 年度に地方税法が改正されました。納税者の方は、市役所の窓口や金融機関に出向く必要がなく、納め忘れがなくなります。

Q. 公的年金の仮特別徴収とは何ですか？

A. 公的年金からの市・県民税の特別徴収は、年 6 回の年金支給月(4・6・8・10・12・2月)に行われます。新年度の市・県民税額は、毎年 6 月に決定するため、4・6・8 月については、仮特別徴収として前年度の公的年金にかかる税額の 6 分の 1 ずつを年金から引き去りすることとなっています。

Q. 介護保険料と国民健康保険料(または後期高齢者医療保険料)の合計額が、年金額の 2 分の 1 を超える場合は、国民健康保険料(または後期高齢者医療保険料)については、公的年金からの特別徴収は行われませんが、市・県民税の場合はどうなりますか？

A. 市・県民税は、所得税税額・介護保険料と国民健康保険料(または後期高齢者医療保険料)を差し引いた年金残額が市・県民税より大きい場合に特別徴収の対象となります。

支払い方法について

Q. 今までどおり、納付書や口座振替で納めることはできますか？

A. 地方税法の規定より、ご本人の希望で徴収方法を選択することはできません。対象者はすべて特別徴収となります。

Q. 公的年金所得以外に給与所得と不動産所得があります。この場合はどうなりますか？

A. 年金から特別徴収されるのは、公的年金等所得にかかる税額のみです。よって、給与所得や不動産所得は今までどおり、給与からの特別徴収またはご本人で納付する普通徴収となります。

Q. 年度の途中で特別徴収が中止になったという通知書と普通徴収の納付書が同時に届きましたがどうしてですか？

A. 年度の途中で公的年金から特別徴収される税額が変更された場合や、山口市外に転出された場合、亡くなられた場合は、公的年金からの特別徴収が中止されます。当該年度に納めていただく市・県民税に残額がある場合には、納付方法が普通徴収(納付書または口座振替による納付)に変更となるため、そのお知らせを改めて送付いたします。また、今年度の特別徴収が中止された場合でも、翌年度に対象者となる条件を満たしていれば、翌年の10月から特別徴収が開始されます。

特別徴収(引き去り)の対象となる公的年金について

Q. 公的年金を2種類以上受給している場合、どの年金から特別徴収されますか？

A. 受給額の多少に関わらず、定められた順位に従い、1つの年金から特別徴収されます(介護保険料が特別徴収されている年金から市・県民税も特別徴収されます)。

【特別徴収の対象となる公的年金の優先順位】

- 1 国民年金法による老齢基礎年金
- 2 旧国民年金法による老齢年金または通算老齢年金
- 3 旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金または特例老齢年金
- 4 旧船員保険法による老齢年金または通算老齢年金
- 5 旧国共済法等による退職年金、減額退職年金または通算退職年金
- 6 移行農林年金のうち、退職年金、減額退職年金または通算退職年金
- 7 旧私学共済法による退職年金、減額退職年金または通算退職年金
- 8 旧地共済法等による退職年金、減額退職年金または通算退職年金

年金振込通知書について

Q. 日本年金機構から年金振込通知書が届きました。「個人住民税」と書いてありますが、これは市・県民税のことですか？また、そうだとすると市から届いた納税通知書と金額が違っています。どちらが正しいのですか？

A. 個人住民税とは、市・県民税のことです。市からお送りした納税通知書により確定した税額をお知らせしています。市と日本年金機構の事務手続きの都合上、「年金振込通知書」には最新の情報が反映されていない場合があります。